

VII 子育て支援

1 子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした支援

- 各地域や家庭の実態等を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本とし、保護者の自己決定を尊重する。
- 保育や子育てに関する知識や技術など保育士等の専門性や保育所の特色を生かし、保護者が子どもの成長に気づき、子育ての喜びを感じられるようにする。

(2) 子育て支援への留意事項

- 地域の関係機関等との連携を図り、保育所全体の体制構築に努める。
- 保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持する。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) 保護者との相互理解

- 日常の保育に関連した様々な機会を活用し、子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の十分な説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努める。
- 保育活動に対する保護者の積極的参加を促す。

(2) 家庭環境等に配慮した個別の支援

① ひとり親家庭

- 保護者をねぎらうことで、保育所が、ほっとできる場となることが望まれる。
- 必要に応じて保護者同士の関係をつなぎ、地域で孤立しないように配慮する。
- 母子自立支援員や福祉事務所等と連携し、保育所の専門性を生かす。

② 外国籍家庭

- 宗教上の食事配慮やその他、状況等に応じて個別の支援を行う。

③ 発達障がい

- 障がいのある子どもを理解し、一人一人に応じた援助を行う。
- 保育所と家庭のそれぞれの場での子どもの状況について、情報交換を行い、子どもに対する理解を深め、保護者の悩みや不安などを理解し支えていく。
- 保護者の同意を得た上で、関係各専門機関と連携し、子どもの実態を的確に把握し、子どもが自己を十分に発揮できるよう見通しを持った保育計画の個別の作成を行う。
- 障がいがある子どもと、他の子どもとの関係を支援していく。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

○ 児童虐待

- 虐待を受けた子どもはおとなへの不信や愛情飢餓などさまざまな心の傷を抱えているので、個別的配慮が特に必要となる。
- 保育所は最も身近な児童福祉施設として、子どもと家族の見守りを中心とした役割を担う。
- 虐待には複雑な要因が絡んでいることを理解して、保育所のみで抱え込まず、関係各機関と相談しながら進めていく。

※「保育所マニュアルⅥ虐待への対応」参照

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

- 保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や保育所の体制を踏まえ、地域の保護者等に対して保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行う。
- 一時預かり事業を行う際は、一人ひとりの子どもの心身の状態などを考慮し、柔軟に活動を展開する。

○子育てサロン手伝い

- あしすと、武里市民センターの会場に輪番（H3 1より指定管理舎）で1名ずつ出向く。
- 終了後は記録ノートに記入後、次保育所に渡す。指定管理保育所へは連絡後受け渡しを行う。（歴代記録ノートは第3保育所保管）

(2) 地域の関係機関等との連携

- 市町村の支援を得て、地域の関係機関や子育て支援に関する地域の人材との積極的な連携を図る。
- 地域における乳幼児期の中心的役割を果たす。

(3) 発達相談・言語相談

実施回数	：第3保育所・庄和第1保育所年4回ずつ
時 間	：9時00分～16時00分
申し込み	：各保育所
PR方法	： 広報掲載、各保育所のお知らせのポスター掲示 安心安全メール配信
その他	：一週間前までに言語聴覚士に予約状況を連絡する。実施後は、 報告書を提出する。

4 家庭支援の方法

(1) 安心して子どもを預けられる環境を整え、温かく居心地がよい「居場所」となる

① コミュニケーション・スキルの活用

《基本的コミュニケーションスキルとは》

- ・穏やかな視線、笑顔、ほっとする声のトーン、話す間や速さ、身振り、位置や姿勢
- ・態度などの非言語による表現、雰囲気
- 相手をよく観察して、発しているサインを逃さず、敏感に感じ取り、保護者と波長を合わせる。
- ・傾聴すること
- ・共感的理解
- ・フィードバック
- ・支持する
- ・ふりかえり・自己チェック

- ② 登降所時の対応や保育所だより、掲示物や連絡帳などを活用し、子どもの成長した様子を保護者に伝える。

(2) ・子ども達の保育所生活を見たい、体験してもらうことで相互理解を深める ・保護者からの問いかけを機に共に考え、合意を形成する

- ① 保育所行事への参加や参観を促す。
- ② 保護者間の交流が深まるような内容を提供する。

- ③ 必要な場合は、専門機関と連携を図る。

(3) それぞれの役割を明らかにし、協力して子どもの育ちを支える

5 子育て支援事業

(1) 一日保育士体験

保護者が保育所において一日（または半日）保育を体験することにより、保護者と保育士が共に子どもの育ちを理解し、信頼関係を深められるようにする。

また、保護者が子育てに対する幸せと親としての役割を実感する機会となるよう努める。

期 間 : 5月から翌年2月（祝休日を除く）
時 間 : 9時00分～16時00分（時間短縮、半日参加可）
対 象 : 保育所入所児童の保護者
1歳児クラスから5歳児クラス（両親各1回ずつ）

- ① 申請書を提出してもらう。
- ② 体験前にオリエンテーション、給食費の徴収を行う。
- ③ 体験終了後は証明書を発行し、アンケート協力の依頼をする。

※「一日保育士体験ご案内」参照

(2) 地域交流会

地域の保護者と子ども達に公立保育所を開放し、色々な遊びを通して入所児童との交流を図り、保育士の子育て知識や経験、技術を活用し、地域で子育てをする家庭の支援を行う。

また、妊産婦からの相談に応じ、育児情報の提供など具体的な支援を行い、育児不安を和らげる。

期 間 : 毎月1回～2回（水曜日）
時 間 : 9時30分～11時00分
対 象 : 地域に住む子育て世帯（0歳児から就学前児童とその保護者）
初めて親になる人
保育士への復職を考えている人

(3) 子育て相談

保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言は、保育に関する専門性を有する地域に最も密着した児童施設として果たすべき役割であり、積極的に相談に応じ、及び助言を行う。

日頃から利用者が安心して悩みを打ち明けられるような環境、態度に心がける。

期 間	： 毎週月曜日から金曜日（祝休日を除く）
時 間	： 10時00分～16時00分
内 容	： 子どもの発育や育児方法など乳幼児保育に関する諸問題の相談

- ① 利用者の話を傾聴、受容し、相互信頼関係の確立を基本として、一人一人のニーズに沿って利用者の自己決定を尊重する。
- ② プライバシーの保護、話された事柄の秘密保持には、特に留意する。
- ③ 助言を行うに当たっては、必要に応じ嘱託医などの意見を求めるなど、保育所における相談の限界についても熟知する。
- ④ 他の専門機関との連携を密にし、必要に応じて、紹介・斡旋を行う。その場合には原則として利用者の了解を得るなど、その意向を尊重する姿勢が求められる。
- ⑤ 相談・助言の内容については、必ず記録に残し、必要に応じ専門機関の助言などが得られる体制を整えておく。

※「子育て相談記録」添付

(4) 一時預かり

保育所における一時預かり事業は、子育て支援の一環として行うものであり、その意義及び必要性について保育所全体の共通理解を得て、積極的に取り組むように努める。

期 間	： 毎週月曜日から土曜日（祝休日を除く）
時 間	： （平日）8時30分～16時30分 （土曜日）8時30分～12時00分
対 象	： 市内に住んでいる1歳児から就学前児童 利用回数：連続5日間、一年度24日 利用定員：一日2人

- ① 年度初めての利用の際は利用日の1週間前、2回目以降の利用の際は利用日の3日前までに春日部市一時預かり事業申込書による申し込みをしてもらう。
一時預かり事業利用確認書を渡す。
- ② 年度初めての利用の場合面談を行い、利用説明をし、子どもの様子を聞き取り把握する。(母子手帳を持参してもらう。)
- ③ 食事(アレルギーの有無)睡眠、排泄、癬、平熱、好きな遊びなどを確認する。
- ④ 既往歴、最近の病気、当日の健康状態を確認する。
- ⑤ 保育中の怪我や事故への対応を明確にしておく。
- ⑥ 災害時の避難場所を知らせる。
- ⑦ 集団生活に慣れていないことを踏まえ、安心して過ごせるように配慮する。
- ⑧ 無理に集団に入れようとせず、個々の欲求に沿った援助を心がける。
- ⑨ 持ち物の間違いがないようにする。
- ⑩ 降所の際は、一日の様子を連絡票に記入し保護者に詳しく伝える。
- ⑪ 忘れ物のないように確認する。

※「一時預かりご案内」添付

※「一時預かり児面談表」添付

※「一時預かり受入れ手順」添付

